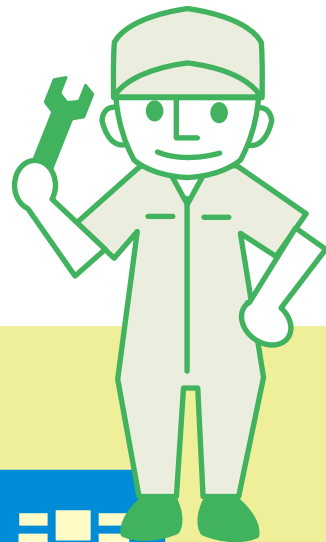


化学物質の管理と環境保全のために

PRTRについて

Pollutant Release and Transfer Register



平成23年4月から、新しい届出様式に変わりました。
平成22年度以前の届出様式では
受け付けられませんのでご注意ください。



経済産業省・環境省

平成24年3月発行

「化学物質は、どこから、どれだけ環境に出ているのだろうか？」 PRTRでそれを知ることができます。

■ 化学物質を排出するもの (例)



私たちの生活と化学物質

私たちの身の回りには、金属や化学物質から作られたさまざまな製品があり、私たちの生活になくてはならないものになっています。これらの製品やその原材料を作る際にも、使う際にも、さらにはそれらの製品が廃棄物となったものを処理する際にも、さまざまな化学物質が大気や水、土壌といった環境へ排出されています。

化学物質は、どこから、どれだけ環境に排出されているのだろうか？

それでは、化学物質はどこから、どれだけ環境に排出されているのでしょうか。

これまで、人の健康や生活環境に被害をもたらすような有害な化学物質の排出については、法律によって規制が行われてきました。

しかし、化学物質の中には、動物実験などで有害な性質がわかったとしても、それが環境へ排出されたときに人の健康や生態系にどのような影響を及ぼすのか、まだよく分かっていないものが少なくありません。

また、化学物質を取り扱う事業活動を行っていても、保管タンクやパイプの継ぎ目からの漏れ、あるいは塗装中の溶剤の蒸発などについて、化学物質を環境に排出しているというとらえ方はしてきていませんでした。

そのため、どんな化学物質がどこからどれだけ大気や水域などに排出されているのか、ということに答えられるだけの情報は、事業者も行政も持っていませんでした。

その情報を把握するための仕組みがPRTRです。

PRTRとは？

PRTRは、Pollutant Release and Transfer Register (化学物質排出移動量届出制度) の略称です。これは、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みです。

対象としてリストアップされた化学物質を製造したり使用したりしている事業者は、環境に排出した量と、廃棄物として処理するために事業所の外へ移動させた量とを自ら把握し、年に1回国に届け出ます。国は、そのデータを集計するとともに、届け出られた排出量以外に家庭や農地、自動車などから環境に排出されている対象化学物質の量を推計して、それらのデータを併せて公表します。PRTRによって、毎年どんな化学物質が、どの発生源から、どれだけ排出されているかを知ることができるようになります。

「化学物質をしっかりと管理して、環境問題が起きないようにしよう。」

PRTRはさまざまな効果が期待できる仕組みです。

PRTRは化学物質の管理の改善と環境の保全上の支障を未然に防止するための仕組みです

- 事業者は、環境への排出が規制されている化学物質を含め、さまざまな化学物質について、環境への排出口に限らないさまざまな箇所からの排出量を自ら把握し、行政に届け出ることになります。そのような把握を通じて、また、同業他社等のデータと比較することにより、化学物質の自主的な管理の改善を進めることができ、ムダな排出を抑え、原材料の節約などを行えます。
- 国や地方公共団体は、PRTRのデータを環境保全施策、化学物質管理施策の基礎的なデータとして用いることができます。例えば、化学物質対策の優先づけや対策の進捗状況の把握に、また国や地域レベルでの環境リスクの評価などに活用することができます。
- 国民は、化学物質の排出の現状や環境リスクに関する理解を深め、行政や事業者が有する情報の提供を求めたり、自ら有害性のある化学物質の使用を削減したりすることもできます。

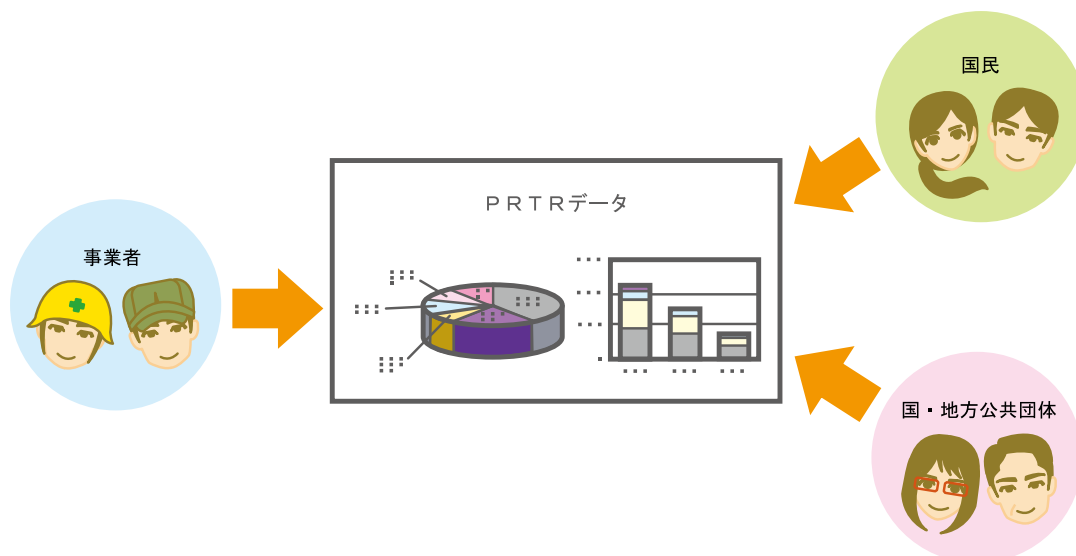
このように、PRTRは、事業者や行政はもちろんのこと、国民のみなさんにも役に立つ情報やその活用の方途を提供してくれます。

■ PRTRのデータをどう読むか

PRTRで公表される物質名や排出量を見て、人の健康や生態系への影響を心配する方がいらっしゃるかもしれませんが、排出量の多さだけで問題があるかどうかは一概には言えません。

環境に存在している化学物質が人の健康や生態系に悪影響を与える状況にあるかどうかは、PRTRで得られる排出量のデータに加え、環境中の存在状況、環境中での分解性や挙動、物質固有の有害性など、さまざまなデータを併せて解析する必要があります。

PRTRのデータを利用しながら、化学物質による環境リスクの評価を進めるとともに、化学物質の性質やその管理について、さらに科学的知見を充実したり、理解を深めていくことも重要です。



日本のPRTR制度は このようになっています。

日本では、環境省が平成9年から一部の地域でパイロット事業を実施してきました。また、産業界でも、経済産業省の支援を受けつつ、自主的な排出量の調査等の取り組みが進められてきました。

こういった経験を踏まえ、経済産業省と環境省はPRTR制度を盛り込んだ法律案を作りました。国会での審議の結果、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化学物質排出把握管理促進法、化管法）が、平成11年7月に公布、平成12年3月に施行されました。平成13年度以降、事業者による排出量等の把握・届出がなされており、平成24年3月にはその集計結果と届出外排出量の推計結果をあわせて公表しました。（法施行後10回目）

法律の目的

化学物質排出把握管理促進法は、有害性のおそれのあるさまざまな化学物質の環境への排出量を把握することなどにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障が生ずることを未然に防止することを目的として制定されました。

PRTR 制度の概要

● PRTRの対象となる化学物質

この法律は、人の健康や生態系に有害なおそれがある等の性状を有する化学物質を対象としています。具体的には、有害性についての国際的な評価や物質の生産量などを踏まえ、環境中に広く存在すると認められる「第一種指定化学物質」として462物質、第一種ほどは存在していないと見込まれる「第二種指定化学物質」として100物質が政令で指定されています。*

これらのうち、PRTRの対象は、第一種指定化学物質とそれを含む製品です。

*平成20年11月の化管法施行令（政令）の改正により第一種指定化学物質は354から462物質、第二種指定化学物質は81から100物質となりました。詳しくは16～19ページを御覧ください。

● PRTRの対象となる事業者

PRTRの対象となる化学物質を製造したり、原材料として使用しているなど、対象化学物質を取り扱う事業者や、環境へ排出することが見込まれる事業者のうち、一定の業種や要件に該当するものが対象となり、対象化学物質の環境への排出量と廃棄物に含まれて事業所の外に移動する量との届出が義務付けられています。業種や要件（対象化学物質の取扱量や常用雇用者数など）は、対象化学物質と同様、政令で指定されています。

● 事業者による化学物質の管理の改善の促進

事業者は、国が定める技術的な指針（化学物質管理指針）に留意しつつ、化学物質の管理を改善・強化します。また、その環境への排出や管理の状況などについて関係者によく理解してもらえよう努めます。

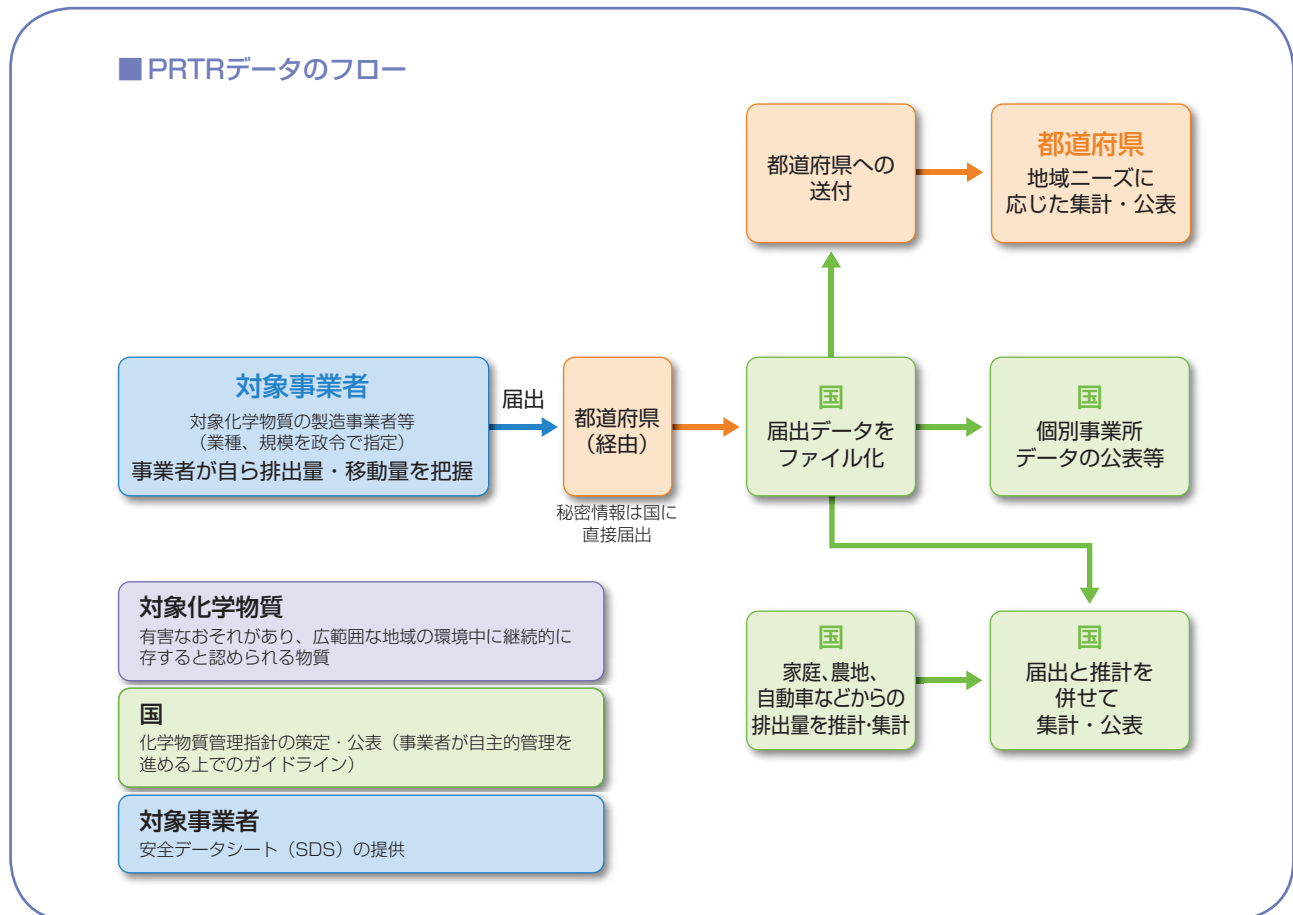
● PRTRによる排出量などのデータの届出、集計、公表

- (1) 対象事業者は、対象化学物質の環境への排出量と廃棄物に含まれての移動量とを事業所ごとに把握（国が手法を示します）し、都道府県を経由して、国に届け出ます。（ただし、秘密情報にあたると思われる物質についての情報は国に直接届け出ます。秘密情報であるか否かは審査基準に基づき国で判断されます。）
- (2) 国は、届け出されたデータを、秘密情報を保護しながら、コンピュータ処理が可能なように電子ファイル化し、物質別、業種別、地域別などに集計し、公表します。
- (3) 国は、家庭、農地、自動車などからの排出量を推計して集計し、(2)の結果と併せて公表します。
- (4) 国は、請求があれば、電子ファイル化された個別事業所ごとの情報を開示します。また、経済産業省と環境省のホームページ上での公表も併せて行っています。（11ページ参照）
- (5) 電子ファイル化された情報は、国から都道府県に提供されます。都道府県は地域のニーズに応じて、独自に集計、公表することができます。

● 国による調査の実施

国は、PRTRの集計結果などを踏まえて、環境モニタリング調査や、人の健康や生態系への影響についての調査を行います。

対象事業者からの排出量等の届出を受け、 国は集計・公表を行います。



化学物質排出把握管理促進法では、 さらに国や地方公共団体が支援措置に 努めるよう定めています。

- ① 化学物質の有害性などの科学的知見の充実
- ② 化学物質の有害性などのデータベースの整備と利用の促進
- ③ 事業者に対する技術的な助言
- ④ 化学物質の排出や管理の状況などについての国民理解の増進
- ⑤ ③や④のための人材育成

安全データシート (SDS: Safety Data Sheet)

化学物質の管理をきちんとしていくためには、事業者が自分の取り扱っている化学物質やそれを含む製品に関して、その性状、取扱い方法を知っておく必要があります。安全データシート(SDS)とは、事業者が化学物質や製品を他の事業者に譲渡・提供する際に、その相手方に対して、その化学物質に関する情報を提供するためのものです。化学物質排出把握管理促進法では、政令で定める第一種指定化学物質、第二種指定化学物質及びこれらを含む製品について、このSDSを提供することが義務化されています。詳しくは、経済産業省のホームページ（裏表紙を参照）を御覧ください。

5 PRTRデータの届出対象となる事業者

このような事業者の方がPRTRの届出を行う必要があります。

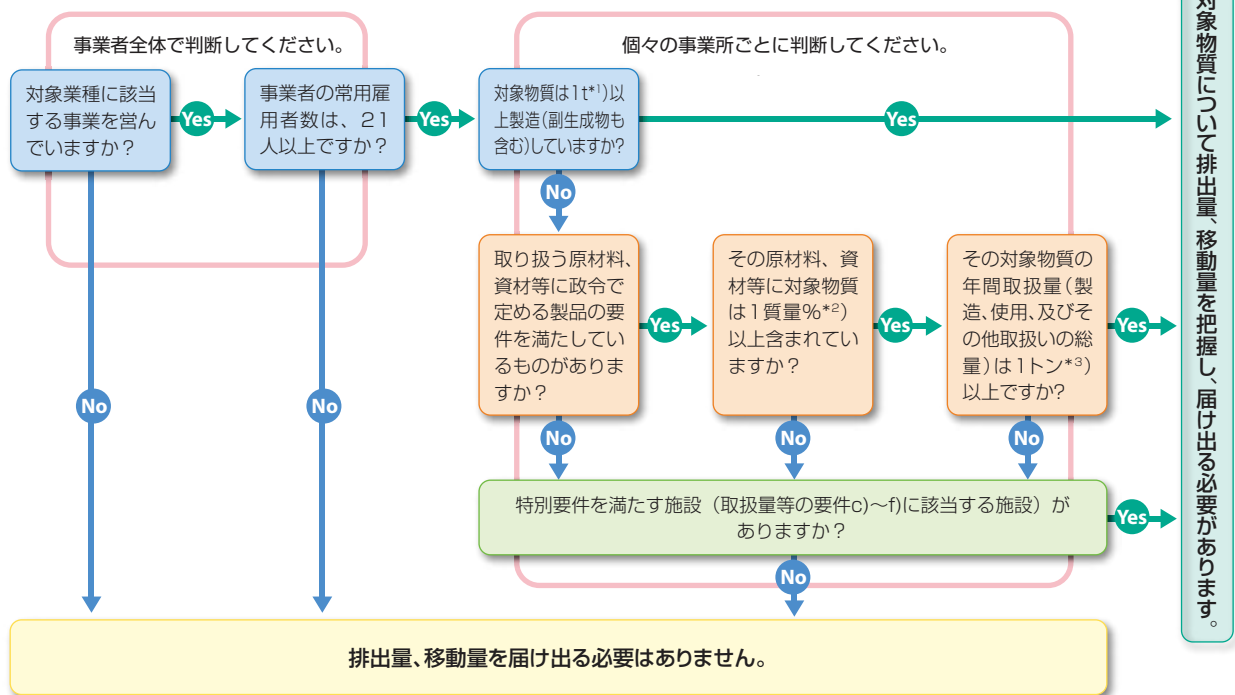
対象となる事業者の要件

対象化学物質の排出量・移動量を届け出なければならない事業者（第一種指定化学物質等取扱事業者）は、以下の①～③の3つの要件をすべて満たす事業者です。

- ①対象業種…次ページに示す24業種のいずれかに属する事業を営んでいる事業者
- ②従業員数…常用雇用者数21人以上の事業者
- ③取扱量等…次のうちいずれかに該当すること
 - a) いずれかの第一種指定化学物質の年間取扱量が1t以上である事業所を有する事業者（対象物質の中には化合物の中に含まれる金属元素、シアン、ふっ素等の量で判断するものもあります。）(下のb)についても同じ)
 - b) いずれかの特定第一種指定化学物質の年間取扱量が0.5t以上である事業所を有する事業者
 - c) 金属鉱業または原油・天然ガス鉱業を営み、鉱山保安法に規定する建設物、工作物その他の施設を設置している事業者
 - d) 下水道業を営み、下水道終末処理施設を設置している事業者
 - e) ごみ処分業または産業廃棄物処分業（特別管理産業廃棄物処分業を含む。）を営み、一般廃棄物処理施設または産業廃棄物処理施設を設置している事業者
 - f) ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設を設置している事業者

具体的には下のフロー図に従って排出量・移動量の届出の必要があるかどうかを判断してください。

■ 判定フロー



*1 政令で定める特定第一種指定化学物質…0.5トン *2 政令で定める特定第一種指定化学物質…0.1質量% *3 政令で定める特定第一種指定化学物質…0.5トン

1 PRTRとは

2 PRTRの概要

3 PRTR制度の概要

4 PRTRのデータフロー

5 PRTRの届出対象となる事業者

6 届出対象事業者の方へ

7 PRTRでわかること

8 平成22年度PRTRデータ公表結果の概要

ご注意ください

平成22年度把握・平成23年度届出分から対象化学物質、対象業種が変わりました！*
 化管法施行令の改正により、PRTR制度の届出対象化学物質、対象業種が変更になりました（第一種指定化学物質→462物質に変更、対象業種→医療業が追加）。

対象化学物質について*

届出の対象となる「第一種指定化学物質」は全部で462物質あり、そのうち、届出対象となる要件（取扱量及び製品中の含有率）が異なる「特定第一種指定化学物質」は15物質あります。これら対象化学物質の名称等につきましては、16～19ページを参照してください。

対象業種について*

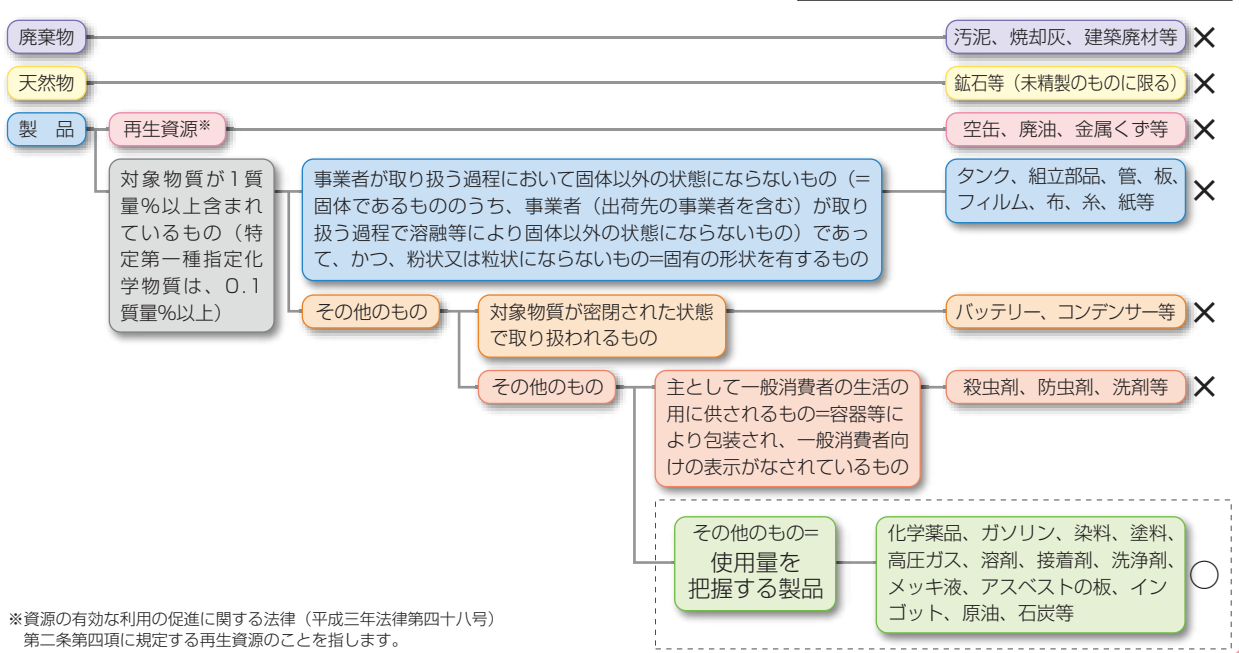
対象となる事業者の要件のうち対象業種は右に掲げる業種です。これらの一つでも該当する事業を営んでいる場合は、対象業種の要件を満たします。

年間取扱量の把握対象となる製品

年間取扱量を把握する際には、事業所で取り扱う製品（取扱原材料、資材等）のうち下の一番右の欄に○がついている製品に含まれる（特定）第一種指定化学物質の量を合計します。

- 金属鉱業
 - 原油・天然ガス鉱業
 - 製造業(全業種)
 - ・食料品製造業
 - ・飲料・たばこ・飼料製造業
 - ・繊維工業
 - ・衣服・その他の繊維製品製造業
 - ・木材・木製品製造業
 - ・家具・装備品製造業
 - ・パルプ・紙・紙加工品製造業
 - ・出版・印刷・関連産業
 - ・化学工業
 - ・石油製品・石炭製品製造業
 - ・プラスチック製品製造業
 - ・ゴム製品製造業
 - ・なめし革・同製品・毛皮製造業
 - ・窯業・土石製品製造業
 - ・鉄鋼業
 - ・非鉄金属製造業
 - ・金属製品製造業
 - ・一般機械器具製造業
 - ・電気機械器具製造業
 - ・輸送用機械器具製造業
 - ・精密機械器具製造業
 - ・武器製造業
 - ・その他の製造業
 - 電気業
 - ガス業
 - 熱供給業
 - 下水道業
 - 鉄道業
 - 倉庫業
 - （農作物を保管するもの又は貯蔵タンクにより気体若しくは液体を貯蔵する場合に限る。）
 - 石油卸売業
 - 鉄スクラップ卸売業
 - （自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収し、又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンディショナーを取り外すものに限る。）
 - 自動車卸売業
 - （自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収するものに限る。）
 - 燃料小売業
 - 洗濯業
 - 写真業
 - 自動車整備業
 - 機械修理業
 - 商品検査業
 - 計量証明業
 - （一般計量証明業を除く。）
 - ごみ処分業
 - 産業廃棄物処分業
 - （特別管理産業廃棄物処分業を含む。）
 - 医療業
 - 高等教育機関
 - （付属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く。）
 - 自然科学研究所
- 注）公務は、その行う業務の外形に着目して業種の分類を行い、結果として分類された業種が上記の対象業種であれば、同様に届出対象と整理。

対象となる製品（取扱原材料、資材等）の形状



1 PRTRとは
 2 PRTRの概要
 3 PRTR制度の概要
 4 PRTRのデータフロー
 5 PRTRの届出対象となる事業者
 6 届出対象事業者の方へ
 7 PRTRでわかること
 8 平成22年度PRTRデータ公表結果の概要

排出量・移動量を把握し、翌年度の4月1日から 6月30日*までに届出書を提出してください。

*平成24年度は6月30日が土曜日のため、7月2日(月)までを届出期間とします。

排出量・移動量の把握

6ページの「判定フロー図」に従い、届出の要否を判定して、届出が必要な場合は、排出量・移動量を把握(算出)してください。

●算出の方法

次の方法により排出量・移動量を算出してください。この際、物質群として指定されている第一種指定化学物質については、当該元素(例えば、無機シアン化合物についてはシアン)量に換算した量を第一種指定化学物質の排出量・移動量とし、ダイオキシン類については、TEQ換算量(2,3,7,8-ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した量)を第一種指定化学物質の排出量・移動量とします。

- ① 物質収支を用いる方法：製造量、使用量等の取扱量の合計と、製品としての搬出量や廃棄物に含まれての移動量等との差により算出する方法
- ② 実測値を用いる方法：排出物に含まれる量や濃度の測定値に基づき算出する方法
- ③ 排出係数を用いる方法：製造量、使用量その他の取扱量に関する数値と、その取扱量と排出量との関係を的確に示すと認められる数式(排出係数あるいは排出原単位)との積により算出する方法
- ④ 物性値を用いる方法：蒸気圧、溶解度等の物理化学的性状に関する数値の利用により排出量が的確に算出できると認められる場合において、その数値と排ガス量又は排水量とを用いて算出する方法
- ⑤ その他の確に算出できると認められる方法：①～④のほか、経験式、経験値等の利用により排出量が的確に算出できると認められる場合は、その方法

※具体的な算出方法については、「PRTR 排出量等算出マニュアル」又は経済産業省・環境省のホームページを御参照ください。

●排出量の区分

排出量については、次に掲げる区分ごとの排出量を把握してください。

- ① 大気への排出
- ② 公共用水域への排出
- ③ 当該事業所における土壌への排出(埋立処分によるものを除く)
- ④ 当該事業所における埋立処分

●移動量の区分

移動量については、次に掲げる区分ごとの移動量を把握してください。

- ① 下水道への移動
- ② 当該事業所の外への移動(①によるものを除く)

届 出

上記に基づき把握を行った排出量・移動量について、把握を行った翌年度の4月1日から6月30日まで(平成24年度は6月30日が土曜日のため、7月2日(月)まで)の間に、届出書を提出してください。

ご注意ください

平成23年度届出分から届出内容が追加されました！

化管法省令の改正により、届出書様式第一の届出内容に「移動先の下水道処理施設の名称」、「廃棄物の処理方法」、「廃棄物の種類」が追加されました。また、二次元コードを記載できるようになりました。

●届出事項

次の事項を定められた様式により届け出てください。

- ①氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- ②事業所の名称及び所在地
- ③事業所において常時使用される従業員の数
- ④事業所において行われる事業が属する業種
- ⑤排出量・移動量を把握した第一種指定化学物質の名称並びに把握した区分ごとの排出量・移動量

●届出書の作成・提出方法及び提出書類

届出書の作成・提出方法は、次の3つの方法から選ぶことができます。

- ①書面
- ②磁気ディスク（フロッピーディスク、CD-R等）
- ③電子情報処理組織（インターネット又はダイヤルアップによる電子届出）

届出書の記入方法等については、経済産業省・環境省ホームページ（裏表紙参照）に掲載の「PRTR届出の手引き」や「PRTR排出量等算出マニュアル」を御覧ください。

なお、同ホームページには、届出書（届出用ファイル）を作成するための支援プログラムやPRTR排出量等算出システムも掲載されていますので、こちらも御利用ください。

●届出先（書面・磁気ディスクによる届出の場合）

届出書は、届出対象事業所が所在する都道府県のPRTR担当窓口へ提出していただきます。実際の届出先については、都道府県によって出先機関、政令指定都市等としている場合がありますので15ページの担当窓口にお問い合わせください。

届出書のあて先は、事業所において行われる事業を所管する大臣となり、届出対象事業所が2種類以上の事業を行っている場合には、主たる事業を所管する大臣となります。

なお、電子届出については、右のURLを御覧ください。 <http://www.prtr.nite.go.jp/prtr/dtp.html>

インターネットを利用した電子届出には記載誤りの低減や入力者の負担軽減を図るための機能が付加されており、その利用が推奨されます。

●届出書様式

平成23年度以降実施する届出については変更後の届出書を用いて行ってください。届出書様式は経済産業省・環境省（裏表紙参照）のホームページからダウンロードできます。次ページの記入例及び次のURLを参考にご覧ください。

なお、平成22年度以前の届出様式では受け付けられませんので御注意ください。

<経済産業省及び環境省の届出方法のURL>

経済産業省 http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/5.html

環境省 <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/notification/submit.html>

平成23年度以降の届出書様式（記入例）

様式第1（第5条関係）
 第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書

平成××年××月××日
 〒100-0013
 経済産業大臣（神奈川県知事）殿
 届出者 住居 東京都千代田区霞が関1-2-2
 氏名 かがみかほこ
 代表取締役社長 環境 太郎
 （法人にあっては名称及び代表者の氏名）

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定により、第一種指定化学物質の排出量及び移動量について、次のとおり届け出ます。

事業所	事業者の名称 かがみかほこ かがみかほこ かがみかほこ	事業所の名称 かがみかほこ かがみかほこ かがみかほこ	事業所の所在地 神奈川県 都道 藤沢 市区町村
事業所において常時使用される従業員の数	95人		
事業所において行われる事業が属する業種	主たる事業 化学工業	従たる事業 ゴム製品製造業	業種コード 2000 2300
第一種指定化学物質の排出量及び移動量	別紙番号1～4のとおり		
本届出が法第6条第1項の請求に係るものであることの有無	1. 有 2. 無		
担当者 (問い合わせ先)	部署 藤沢第一工場環境安全部管理第一係 氏名 かがみかほこ 氏名 化学 花子 電話番号 0466-××-××××		
※受理日	年 月 日	※整理番号	

備考1 本届出書は、事業所ごとに作成すること。
 2 前回の届出における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。
 3 事業所において常時使用される従業員の数の欄には、前年4月1日現在（前年度中に事業を開始した事業者においては事業を開始した日）における当該事業所の人数を記載すること。
 4 事業所において行われる事業が属する業種の欄には、当該事業所における主たる事業が属する業種を最上欄に記載し、二以上の業種に属する事業を行う事業所については、次欄以降にその業種を記載すること。
 5 法人にあっては、当該届出に係る当該事業所の担当部署並びに氏名及び連絡先を記載すること。
 6 ※の欄には、記載しないこと。
 7 届出書及び別紙の用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。ただし、ダイオキシン類以外の第一種指定化学物質については、排出量又は移動量が1kg未満の場合、小数点以下第2位以下を四捨五入して得た数値を記載することとする。
 8 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することによって、本人（法人にあってはその代表者）が署名をすることができる。
 9 本届出書に記載された情報の同一性を失わない範囲で当該情報を記録する機能を有する二次元コードであって、日本工業規格X0510に適合するものを記載することができる。
 （二次元コード記載欄）

別紙番号 1

第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量

第一種指定化学物質の名称	キシレン		
第一種指定化学物質の番号	80	単位	kg mg-TEQ（*）(ナフソ類の場合)
排出量	イ 大気への排出	39.	排出先の河川、湖沼、海域等の名称 ○×川
ロ 公共用水域への排出	250.		
ハ 当該事業所における土壌への排出（二以外）	0.0		
移動量	イ 下水道への移動	50.	移動先の下水道終末処理施設の名称 △口下水処理場
ロ 当該事業所の外への移動（イ以外）	120.		
※整理番号	01 脱水・乾燥 04 中和 07 その他 02 焼却・溶融 05 破砕・圧縮 03 油水分離 06 最終処分 01 燃え殻 10 動植物性残渣 02 汚泥 11 動物系固形不要物 03 廃油 12 ゴムくず 04 廃酸 13 金属くず 05 廃アルカリ 14 ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず 06 廃プラスチック類 15 鉱さい 07 紙くず 16 がれき類 08 木くず 17 はいじん 09 繊維くず 18 その他		

備考1 特定第一種指定化学物質についても本別紙を用いること。
 2 本別紙は、第一種指定化学物質ごとに作成することとし、別紙番号の欄に令別表第一に掲げる第一種指定化学物質の順に番号を割り振ること。
 3 第一種指定化学物質の名称の欄及び第一種指定化学物質の番号の欄には、令別表第一に掲げる名称（令別表第一に別名の記載がある第一種指定化学物質にあっては、当該別名）及び番号を記載すること。
 4 排出量及び移動量の有効数字は2桁とすること。ただし、ダイオキシン類以外の第一種指定化学物質にあっては、排出量又は移動量が1kg未満の場合、小数点以下第2位以下を四捨五入して得た数値を記載することとする。
 5 公共用水域への排出がある場合、排出先の河川、湖沼、海域等の名称の欄には排出先の名称を記載すること。
 6 下水道への移動がある場合、移動先の下水道終末処理施設の名称の欄には、排出した下水の処理が行われる施設の名称を記載すること。
 7 ※の欄には、記載しないこと。
 8 本別紙に記載された情報の同一性を失わない範囲で当該情報を記録する機能を有する二次元コードであって、日本工業規格X0510に適合するものを記載することができる。
 （二次元コード記載欄）

は様式の主な改正点

①移動先の下水道終末処理施設の名称

対象化学物質の移動先（排出した下水の処理が行われる施設）の名称を経済産業省・環境省のホームページに掲載の「下水道終末処理施設の名称」の一覧から選択し、記入してください（例：「○○下水終末処理場」、「××下水処理センター」等）。

ただし、下水道終末処理施設への移動がない場合は記入しないでください。

②廃棄物の処理方法 ※

廃棄物の処理を行うため事業所の外へ移動した当該第一種指定化学物質を含む廃棄物の移動先での処理方法を選択してください。（複数選択可）

③廃棄物の種類 ※

廃棄物の処理を行うため事業所の外へ移動した当該第一種指定化学物質を含む廃棄物の種類を選択してください。（複数選択可）

※「廃棄物の処理方法」と「廃棄物の種類」は、少なくともどちらか一方を選択してください。ただし、当該事業所の外への移動がない場合は、選択しないでください。

また、「廃棄物の処理方法」と「廃棄物の種類」の詳細については、経済産業省・環境省ホームページ（裏表紙参照）に掲載のPRTR排出量等算出マニュアル第4.1版（第Ⅱ部 解説編）の『「廃棄物の処理方法」及び「廃棄物の種類」の分類について』（P95～P98）を御確認ください。

④二次元コード

届出事項が記録された二次元コードを届出書に任意で記載できるようになりました。

届出については電子届出の利用を推奨していますが、電子届出ができない等の理由により書面による届出を行う場合は、二次元コード付き書面による届出をお願いします。

二次元コードを記載した二次元コード付き書面届出書は、経済産業省・環境省ホームページ（裏表紙参照）に掲載の「PRTR排出量等算出システム」や「PRTR届出作成支援プログラム」を用いて作成することができます。

<経済産業省及び環境省の省令改正のURL>

- 経済産業省 http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/8_2.html
- 環境省 <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=12350>

環境への排出先別の集計結果や 個別事業所ごとの排出量・移動量を 知ることができます。

排出量・移動量等の集計結果に関する情報

事業者から届け出られた化学物質の排出量・移動量についてのデータは、化学物質別、業種別、都道府県別などの切り口で集計されます。また、事業者から届け出られた化学物質の排出量以外の排出量については、国が次の事項ごとに算出（推計）し、集計されます。

- ①対象業種の事業者からの排出量であるが、従業員数、取扱量その他の要件を満たさないため届出対象とならないもの
- ②対象業種以外の業種の事業者からの排出量
- ③家庭からの排出量
- ④移動体（自動車、二輪車等）からの排出量

これらの集計結果は経済産業省と環境省でとりまとめ、公表を行います。（公表結果の概要は次ページを御覧ください。）

公表された集計結果は、その他関連情報とあわせて経済産業省と環境省のホームページ（裏表紙参照）に掲載しておりますので、御覧ください。

個別事業所ごとの排出量・移動量に関する情報

事業者が届け出た化学物質の排出量等に関する以下の情報についてはホームページ上で公表しています。また、開示請求を行うことにより誰でも入手することができます。（開示請求で得られる情報は、ホームページに掲載しているものと同じ情報です。）

- ①事業者（企業）、事業所（工場等）に関する情報（名称、所在地、業種等）
- ②個別事業所ごとの化学物質の排出量・移動量に関する情報
 - 化学物質の名称 ●大気への排出量 ●公共用水域への排出量及び排出先の河川等の名称 ●土壌への排出量
 - 事業所内の埋立処分量 ●下水道への移動量 ●事業所外への移動量 等

個別事業所データが公表されています。

PRTRの届出を行った個別事業所の排出量・移動量データが、開示請求しなくても閲覧、入手できます。以下のサイトを御利用ください。

経済産業省

化学物質排出把握管理促進法

検索

「PRTR届出データの集計結果及び個別事業所データはこちら」

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html

環境省

PRTRインフォメーション広場

検索

「個別事業所のデータ」

<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/kaiji/index.html>

開示請求を行う場合は、「ファイル記録事項開示請求書」に請求対象等について明記のうえ、所定の手数料と併せてPRTR開示窓口へ提出してください。開示請求に必要な書類や詳細な情報については、経済産業省と環境省のホームページにて御案内しております。

開示請求先・開示請求の手続方法等についてのお問い合わせ先

◎経済産業省製造産業局化学物質管理課

◎環境省環境保健部環境安全課

（裏表紙参照）

以下の各省においても、所管業種の事業所データについて開示請求を行うことができます。

●財務省 ●文部科学省 ●厚生労働省 ●農林水産省 ●国土交通省 ●防衛省

平成22年度のPRTRデータが公表されています。

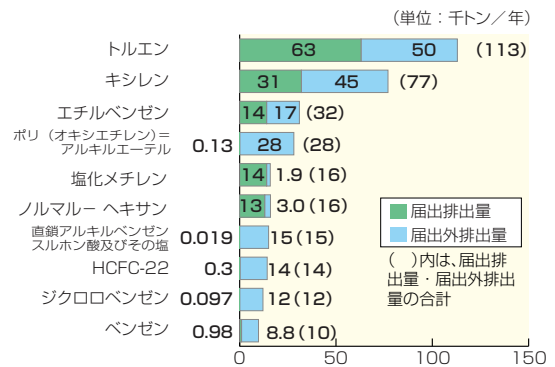
平成22年度に事業者が把握した排出量・移動量については、全国36,491の事業所から届出がありました。この届出されたデータ（以下「届出排出量」という。）に、別途推計した届出対象外の排出量（以下「届出外排出量」という。）の推計値を併せて集計し、平成24年3月13日に公表しました。PRTRデータからわかることとして、以下にその一例を示します。

どんな物質が排出されているのか

全物質の届出排出量と届出外排出量の合計は、45万トンで、環境への排出量が多かったのは、溶剤・合成原料等に用いられる①トルエン（11万トン）、②キシレン（7.7万トン）、溶剤等に用いられる③エチルベンゼン（3.2万トン）、洗浄剤・化粧品等に用いられる④ポリ（オキシエチレン）=アルキルエーテル（2.8万トン）、金属部品や電子部品の洗浄剤等に用いられる⑤塩化メチレン（1.6万トン）などとなっています。

また、物質によって排出源は様々です。

●届出排出量・届出外排出量上位10物質とその排出量

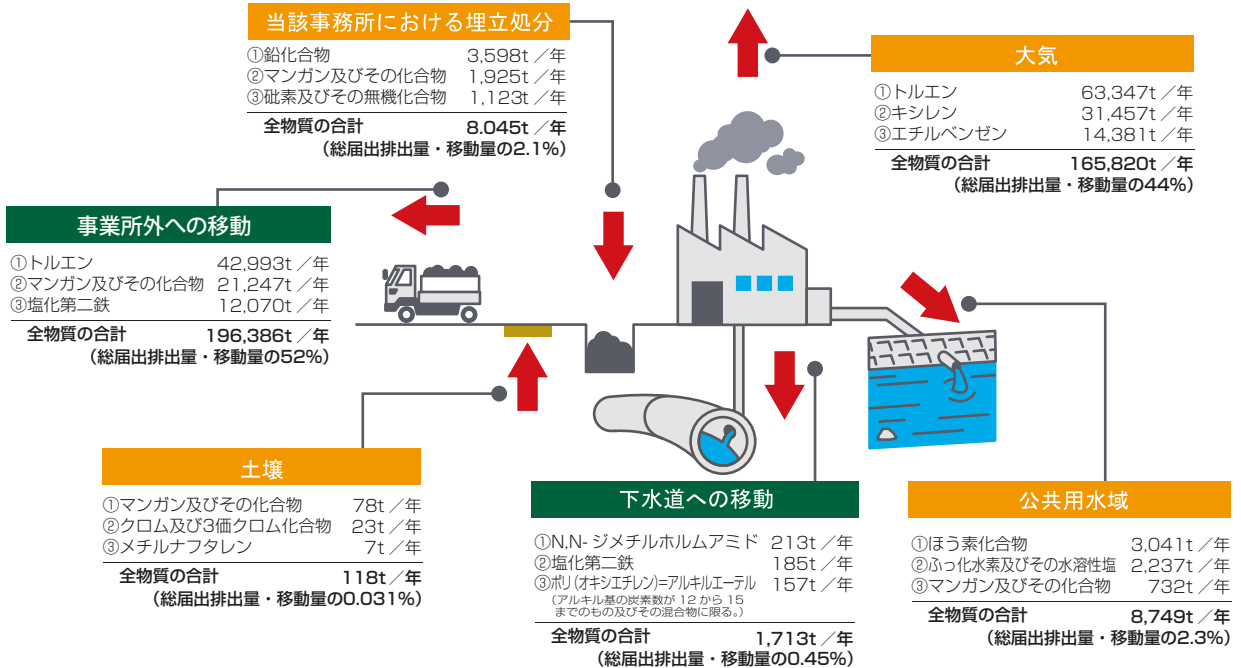


どこへ排出されているのか

事業者からの届出について、大気、水（河川等の公共用水域）、土壌などへの排出量・移動量を媒体ごとに比べると、大気への排出（全体の44%）と、事業所の外への移動（全体の52%）が特に多くなっていることがわかりました。

■化学物質の種類と排出量・移動量

（事業所からの届出のみ）



1 PRTRとは
2 PRTRの概要
3 PRTR制度の概要
4 PRTRのデータフロー
5 PRTRの届出対象となる事業者
6 届出対象事業者の方へ
7 PRTRでわかること
8 平成22年度PRTRデータ公表結果の概要

さらにPRTRデータから、例えば下の表のように、業種別や都道府県別に、届出事業所数や排出媒体ごとの排出量・移動量をみることもできます。

平成22年度の業種別届出事業所数・排出量・移動量

業種	届出数	排出量(kg/年) ^{*1}					移動量(kg/年) ^{*2}			届出排出量・移動量合計 ^{*3} (kg/年)	割合
		大気	公共用水域	土壌	埋立	合計 ^{*3}	廃棄物移動	下水道への移動	合計		
金属鉱業	16	83	95,544	640	120,303	216,571	3,190	0	3,190	219,761	0.06%
原油・天然ガス鉱業	32	61,970	172,486	73	0	234,529	1,500	0	1,500	236,029	0.06%
製造業	12,807	159,137,332	4,096,802	108,308	7,922,649	171,265,090	193,021,902	1,540,753	194,562,655	365,827,745	96.06%
食品製造業	366	3,616,508	5,468	1,800	0	3,623,776	170,987	5,278	176,264	3,800,040	1.00%
飲料・たばこ・飼料製造業	120	48,675	82	1	0	48,759	488,326	0	488,326	537,085	0.14%
繊維工業	187	2,478,555	170,777	1	0	2,649,333	1,273,745	280,564	1,554,309	4,203,642	1.10%
衣服・その他の繊維製品製造業	30	115,405	3,877	0	0	119,282	177,150	611	177,760	297,042	0.08%
木材・木製品製造業	207	2,370,190	465	260	0	2,370,914	64,105	40	64,145	2,435,059	0.64%
家具・装備品製造業	98	737,639	60	0	0	737,699	225,900	5	225,905	963,603	0.25%
パルプ・紙・紙加工品製造業	422	7,123,043	219,835	0	73	7,342,950	1,744,616	8,124	1,752,740	9,095,690	2.39%
出版・印刷・関連産業	363	9,045,215	31	0	0	9,045,246	3,252,475	4,250	3,256,725	12,301,971	3.23%
化学工業	2,324	21,871,779	1,780,240	2,686	8,850	23,663,554	91,746,623	752,676	92,499,299	116,162,853	30.50%
石油製品・石炭製品製造業	138	1,408,559	50,448	0	0	1,459,007	670,763	25,597	696,360	2,155,367	0.57%
プラスチック製品製造業	1,094	21,209,439	11,849	25	0	21,221,313	13,159,084	41,297	13,200,381	34,421,694	9.04%
ゴム製品製造業	320	7,476,246	33,396	2,267	0	7,511,909	1,593,717	3,810	1,597,527	9,109,436	2.39%
なめし革・同製品・毛皮製造業	25	143,608	773	0	0	144,381	32,664	9,285	41,949	186,330	0.05%
窯業・土石製品製造業	520	4,583,647	40,141	1	123	4,623,912	5,416,681	19,094	5,435,775	10,059,687	2.64%
鉄鋼業	381	3,355,369	468,820	101,000	86,614	4,011,803	23,969,248	645	23,969,893	27,981,696	7.35%
非鉄金属製造業	562	1,935,087	872,267	4	7,826,968	10,634,326	8,758,440	24,835	8,783,275	19,417,601	5.10%
金属製品製造業	1,851	14,343,031	76,261	173	11	14,419,475	11,659,476	107,928	11,767,403	26,186,878	6.88%
一般機械器具製造業	815	8,945,064	3,052	6	10	8,948,132	2,495,763	5,826	2,501,588	11,449,720	3.01%
電気機械器具製造業	1,423	6,469,529	231,206	0	0	6,700,735	18,606,838	210,725	18,817,564	25,518,298	6.70%
輸送用機械器具製造業	1,183	39,277,574	84,241	85	0	39,361,900	5,715,841	28,737	5,744,578	45,106,478	11.84%
精密機械器具製造業	243	1,246,816	42,813	0	0	1,289,629	1,320,714	10,854	1,331,568	2,621,197	0.69%
武器製造業	8	16,210	0	0	0	16,210	1,490	0	1,490	17,700	0.00%
その他の製造業	127	1,320,145	702	0	0	1,320,846	477,259	573	477,832	1,798,678	0.47%
電気業	219	280,669	2,455	7,308	0	290,431	552,613	1,382	553,995	844,427	0.22%
ガス業	45	42,400	0	0	0	42,400	5,470	0	5,470	47,870	0.01%
熱供給業	13	3,882	2,400	0	0	6,282	31,500	1,500	33,000	39,282	0.01%
下水道業	1,944	897	4,088,586	287	0	4,089,770	149,681	152,500	302,181	4,391,951	1.15%
鉄道業	38	89,497	0	0	0	89,497	49,455	582	50,037	139,534	0.04%
倉庫業	135	863,017	12,269	1,105	0	876,391	54,429	0	54,429	930,820	0.24%
石油卸売業	505	1,119,760	0	0	0	1,119,760	8,053	0	8,053	1,127,813	0.30%
鉄スクラップ卸売業	13	51	0	0	0	51	9,709	0	9,709	9,760	0.00%
自動車卸売業	8	9,425	0	0	0	9,425	2,006	0	2,006	11,431	0.00%
燃料小売業	17,479	2,903,695	0	1	0	2,903,696	1,863	0	1,863	2,905,558	0.76%
洗濯業	140	219,675	737	0	0	220,412	315,725	1,983	317,708	538,120	0.14%
写真業	2	9,900	0	0	0	9,900	1,400	1	1,401	11,301	0.00%
自動車整備業	208	486,660	0	0	0	486,660	42,459	0	42,459	529,118	0.14%
機械修理業	39	123,714	900	0	0	124,614	59,451	3,600	63,051	187,665	0.05%
商品検査業	33	4,902	0	0	0	4,902	85,410	0	85,410	90,312	0.02%
計量証明業	37	8,134	0	0	0	8,135	105,576	1	105,577	113,712	0.03%
一般廃棄物処理業	1,832	1,610	91,170	0	0	92,779	199,400	148	199,548	292,327	0.08%
産業廃棄物処分量	505	99,508	182,946	1	2,154	284,609	513,343	7,903	521,246	805,855	0.21%
医療業	62	26,114	1,400	0	0	27,514	36,615	20	36,635	64,149	0.02%
高等教育機関	123	92,903	299	0	0	93,202	507,056	1,037	508,092	601,295	0.16%
自然科学研究所	256	234,459	606	16	0	235,081	628,463	1,886	630,349	865,430	0.23%
全業種合計 ^{*3}	36,491	165,820,257	8,748,600	117,738	8,045,107	182,731,702	196,386,269	1,713,295	198,099,564	380,831,265	100%
割合(%)		43.54%	2.30%	0.03%	2.11%	47.98%	51.57%	0.45%	52.02%	100%	

※1 大気：大気への排出 公共用水域：公共用水域への排出 土壌：事業所内の土壌への排出 埋立：事業所内の埋立処分

※2 廃棄物移動：事業所外への廃棄物としての移動

※3 排出量・移動量の合計は、各事業所から届け出られた当該データ（ダイオキシン類を除き小数点第1位まで）の合計について小数点第1位で四捨五入し、整数表示したもの。本集計表の排出量等の各欄を縦・横方向に合計した数値とは異なる場合がある。

1 PRTRとは

2 PRTRの概要

3 PRTR制度の概要

4 PRTRのデータフロー

5 PRTRの届出対象となる事業者

6 届出対象事業者の方へ

7 PRTRでわかること

8 平成22年度PRTRデータ公表結果の概要

平成22年度の都道府県別届出事業所数・排出量・移動量

都道府県	届出数	排出量(kg/年) ^{*1}					移動量(kg/年) ^{*2}			届出排出量・移動量合計(kg/年) ^{*3}	割合
		大気	公共用水域	土壌	埋立	合計 ^{*3}	廃棄物移動	下水道への移動	合計		
北海道	1,957	2,046,982	401,904	47	120,103	2,569,036	788,000	1,565	789,565	3,358,601	0.88%
青森県	444	440,714	176,686	1,800	1	619,201	289,040	129	289,169	908,371	0.24%
岩手県	488	2,373,388	62,866	1,116	0	2,437,371	1,037,157	2,727	1,039,884	3,477,255	0.91%
宮城県	730	1,103,105	100,521	9,531	155,873	1,369,031	1,184,931	1,110	1,186,042	2,555,073	0.67%
秋田県	494	684,192	90,920	3	3,012,810	3,787,925	1,113,331	1	1,113,332	4,901,257	1.29%
山形県	539	735,086	33,994	0	0	769,080	1,467,998	7,593	1,475,591	2,244,671	0.59%
福島県	955	4,194,920	867,793	168	4,650	5,067,530	5,832,935	0	5,832,935	10,900,466	2.86%
茨城県	1,153	8,096,066	136,615	0	1,934	8,234,615	8,630,148	408,744	9,038,892	17,273,507	4.54%
栃木県	753	5,058,550	55,499	0	0	5,114,049	3,609,727	11,119	3,620,846	8,734,894	2.29%
群馬県	790	4,404,582	115,592	85	0	4,520,259	3,830,184	89,958	3,920,142	8,440,401	2.22%
埼玉県	1,620	8,814,196	299,518	0	0	9,113,715	8,627,640	104,377	8,732,017	17,845,731	4.69%
千葉県	1,320	6,886,929	341,461	78	0	7,228,468	13,748,317	2,178	13,750,495	20,978,963	5.51%
東京都	1,233	1,711,415	536,316	0	0	2,247,731	2,997,842	186,514	3,184,356	5,432,087	1.43%
神奈川県	1,480	7,461,248	325,136	4	0	7,786,388	8,425,781	77,372	8,503,153	16,289,541	4.28%
新潟県	1,006	2,863,036	264,349	100	300,000	3,427,485	2,521,167	888	2,522,054	5,949,539	1.56%
富山県	527	1,936,909	201,431	86	0	2,138,426	3,323,466	3,985	3,327,451	5,465,877	1.44%
石川県	496	2,142,585	139,673	0	0	2,282,258	1,545,021	171,565	1,716,586	3,998,844	1.05%
福井県	388	2,098,037	130,725	0	0	2,228,762	3,678,886	37,293	3,716,179	5,944,942	1.56%
山梨県	336	2,779,585	20,672	0	0	2,800,256	724,266	101	724,367	3,524,623	0.93%
長野県	1,254	1,920,353	103,191	0	0	2,023,544	1,540,479	15,260	1,555,739	3,579,283	0.94%
岐阜県	917	5,169,618	72,600	0	1,016,912	6,259,131	3,649,424	34,250	3,683,674	9,942,804	2.61%
静岡県	1,457	10,148,274	245,347	1	0	10,393,621	5,435,709	43,882	5,479,591	15,873,213	4.17%
愛知県	2,138	12,355,479	472,356	0	123	12,827,958	13,178,240	33,816	13,212,056	26,040,014	6.84%
三重県	837	6,261,799	240,568	1	0	6,502,368	8,342,696	272	8,342,968	14,845,336	3.90%
滋賀県	604	4,305,992	37,392	5	10	4,343,399	7,835,446	62,467	7,897,914	12,241,313	3.21%
京都府	587	2,181,272	129,645	0	0	2,310,916	1,383,980	150,503	1,534,483	3,845,399	1.01%
大阪府	1,703	4,115,216	554,309	1	0	4,669,525	10,099,538	98,050	10,197,588	14,867,113	3.90%
兵庫県	1,623	8,205,294	412,216	163	1,738	8,619,411	14,866,828	40,790	14,907,618	23,527,030	6.18%
奈良県	322	679,084	10,802	5	0	689,890	1,469,881	928	1,470,809	2,160,699	0.57%
和歌山県	314	1,484,056	54,153	1	0	1,538,209	3,497,545	2,342	3,499,887	5,038,097	1.32%
鳥取県	266	600,636	3,683	0	0	604,318	185,963	933	186,896	791,214	0.21%
島根県	253	1,777,846	93,736	0	84,000	1,955,582	755,509	21	755,530	2,711,112	0.71%
岡山県	817	5,102,945	159,840	0	0	5,262,785	6,595,916	29,618	6,625,533	11,888,319	3.12%
広島県	898	6,928,713	369,637	2,711	3,323,870	10,624,931	5,330,741	6,471	5,337,212	15,962,143	4.19%
山口県	576	4,276,545	460,607	94	0	4,737,246	8,999,509	666	9,000,175	13,737,420	3.61%
徳島県	299	420,620	54,489	0	0	475,109	1,553,089	0	1,553,090	2,028,198	0.53%
香川県	411	4,259,030	50,291	1	0	4,309,321	1,290,388	5,519	1,295,907	5,605,228	1.47%
愛媛県	517	4,842,625	145,834	0	14,359	5,002,818	5,661,154	50	5,661,204	10,664,022	2.80%
高知県	183	450,746	20,076	59	0	470,881	207,828	4,331	212,160	683,040	0.18%
福岡県	1,217	5,627,992	251,338	4	8,700	5,888,034	6,712,973	10,077	6,723,049	12,611,083	3.31%
佐賀県	310	1,585,592	13,485	0	24	1,599,102	641,004	59	641,063	2,240,164	0.59%
長崎県	315	2,970,503	34,422	0	0	3,004,925	316,064	51,526	367,590	3,372,515	0.89%
熊本県	579	2,118,879	115,535	0	0	2,234,414	3,529,292	9,216	3,538,508	5,772,922	1.52%
大分県	389	1,317,211	67,047	0	0	1,384,257	3,438,062	2,877	3,440,939	4,825,197	1.27%
宮崎県	339	324,447	120,019	35	0	444,501	6,118,869	2,140	6,121,009	6,565,510	1.72%
鹿児島県	452	376,777	125,455	640	0	502,872	262,999	13	263,012	765,884	0.20%
沖縄県	205	181,189	28,856	101,000	0	311,045	111,306	0	111,306	422,351	0.11%
合計 ^{*3}	36,491	165,820,257	8,748,600	117,738	8,045,107	182,731,702	196,386,269	1,713,295	198,099,564	380,831,265	100%
割合(%)		43.54%	2.30%	0.03%	2.11%	47.98%	51.57%	0.45%	52.02%	100%	

※1 大気：大気への排出 公共用水域：公共用水域への排出 土壌：事業所内の土壌への排出 埋立：事業所内の埋立処分

※2 廃棄物移動：事業所外への廃棄物としての移動

※3 排出量・移動量の合計は、各事業所から届け出られた当該データ（ダイオキシン類を除き小数点第1位まで）の合計について小数点第1位で四捨五入し、整数表示したもの。本集計表の排出量等の各欄を縦・横方向に合計した数値とは異なる場合がある。

各都道府県等のPRTR担当窓口一覧

自治体名	部局名	郵便番号	住所	電話番号(内線)
北海道	環境生活部環境局環境推進課大気環境グループ	060-8588	札幌市中央区北3条西6丁目	011-231-4111(内24-262)
札幌市	環境局環境都市推進部環境対策課	060-8611	札幌市中央区北1条西2丁目	011-211-2882
青森県	環境生活部環境政策課環境保全グループ	030-8570	青森市長島1-1-1	017-734-9242
岩手県	環境生活部環境保全課環境調整担当	020-8570	盛岡市内丸10-1	019-629-5356
宮古市	市民生活部環境課	027-8501	宮古市新川町2-1	0193-68-9078
花巻市	生活福祉部生活環境課	025-8601	花巻市花城町9-30	0198-24-2111(内256)
北上市	生活環境部生活環境課	024-8501	北上市芳町1番1号	0197-64-2111(内3423)
宮城県	環境生活部環境対策課環境影響評価班	980-8570	仙台市青葉区本町3-8-1	022-211-2667
仙台市	環境局環境部環境対策課	980-8671	仙台市青葉区国分町3-7-1	022-214-8221
秋田県	生活環境部環境管理課	010-8570	秋田市山王4-1-1	018-860-1601
山形県	生活環境部水大気環境課	990-8570	山形市松波2-8-1	023-630-2338
福島県	生活環境部水・大気環境課	960-8670	福島市杉妻町2-16	024-521-7261
茨城県	生活環境部環境対策課	310-8555	水戸市笠原町978-6	029-301-2956
笠間市	市民生活部環境保全課	309-1792	笠間市中央3-2-1	0296-77-1101(内127)
栃木県	環境森林部環境保全課大気環境担当	320-8501	宇都宮市埴田1-1-20	028-623-3188
宇都宮市	環境部環境保全課	320-8540	宇都宮市旭1丁目1-5	028-632-2420
群馬県	環境森林部環境保全課 大気保全係	371-8570	前橋市大手町1-1-1	027-226-2837

資料「第一種指定化学物質リスト」

政令番号	CAS	名称(和文)	特定第1種
1	—	亜鉛の水溶性化合物	
2	79-06-1	アクリルアミド	
3	140-88-5	アクリル酸エチル	
4	—	アクリル酸及びその水溶性塩	
5	2439-35-2	アクリル酸 2-(ジメチルアミノ)エチル	
6	818-61-1	アクリル酸 2-ヒドロキシエチル	
7	141-32-2	アクリル酸ノルマルブチル	
8	96-33-3	アクリル酸メチル	
9	107-13-1	アクリロニトリル	
10	107-02-8	アクロレイン	
11	26628-22-8	アジ化ナトリウム	
12	75-07-0	アセトアルデヒド	
13	75-05-8	アセトニトリル	
14	75-86-5	アセトンシアノヒドリン	
15	83-32-9	アセナフテン	
16	78-67-1	2,2'-アゾビスイソブチロニトリル	
17	90-04-0	オルト-アニジン	
18	62-53-3	アニリン	
19	82-45-1	1-アミノ-9,10-アントラキノン	
20	141-43-5	2-アミノエタノール	
21	1698-60-8	5-アミノ-4-クロロ-2-フェニルピリダジン-3(2H)-オン(別名クロリダニン)	
22	120068-37-3	5-アミノ-1-[2,6-ジクロロ-4-(トリフルオロメチル)フェニル]-3-シアノ-4-[(トリフルオロメチル)スルフィニル]ピラゾール(別名フィプロニル)	
23	123-30-8	パラ-アミノフェノール	
24	591-27-5	メタ-アミノフェノール	
25	21087-64-9	4-アミノ-6-ターシャリブチル-3-メチルチオ-1,2,4-トリアジン-5(4H)-オン(別名メトリブジン)	
26	107-11-9	3-アミノ-1-プロペン	
27	41394-05-2	4-アミノ-3-メチル-6-フェニル-1,2,4-トリアジン-5(4H)-オン(別名メタミロン)	
28	107-18-6	アリルアルコール	
29	106-92-3	1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン	
30	—	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10 から14 までのもの及びその混合物に限る。)	
31	—	アンチモン及びその化合物	
32	120-12-7	アントラセン	
33	1332-21-4	石棉	○
34	4098-71-9	3-イソシアナトメチル-3,5,5-トリメチルシクロヘキシル = イソシアネート	
35	78-84-2	イソブチルアルデヒド	
36	78-79-5	イソブレン	
37	80-05-7	4,4'-イソプロピリデンジフェノール(別名ビスフェノールA)	
38	4162-45-2	2,2'-イソプロピリデンビス[(2,6-ジプロモ-4,1-フェニレン)オキシ]ジエタノール	
39	22224-92-6	N-イソプロピルアミノホスホン酸O-エチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)(別名フェナミホス)	
40	149877-41-8	イソプロピル=2-(4-メトキシフェニル-3-イリ)ヒドラジノホルマート(別名ビフェナート)	
41	66332-96-5	3'-イソプロポキシ-2-トリフルオロメチルベンズアニリド(別名フルトラニル)	
42	96-45-7	2-イミダゾリジンチオン	
43	13516-27-3	1,1'-[イミノジ(オクタメチレン)]ジグアニジン(別名イミノクタジン)	
44	—	インジウム及びその化合物	
45	75-08-1	エタンチオール	
46	76578-14-8	エチル=2-[4-(6-クロロ-2-キノキサリニルオキシ)フェノキシ]プロピオナート(別名キザロホップエチル)	
47	36335-67-8	O-エチル=O-(6-ニトロ-メタ-トリル)=セカンダリ-ブチルホスホリアミドチオアート(別名ブタミホス)	
48	2104-64-5	O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェニルホスホチオアート(別名EPN)	
49	40487-42-1	N-(1-エチルプロピル)-2,6-ジニトロ-3,4-キシリジン(別名ベンディメタリン)	
50	2212-67-1	S-エチル=ヘキサヒドロ-1H-アゼピン-1-カルボチオアート(別名モリネート)	
51	149-57-5	2-エチルヘキサノ酸	
52	83130-01-2	エチル=(Z)-3-[N-ベンジル-N-[[メチル(1-メチルチオエチリデンアミノ)オキシカルボニル]アミノ]チオ]アミノ]プロピオナート(別名アラニカルブ)	
53	100-41-4	エチルベンゼン	
54	98886-44-3	O-エチル=S-1-メチルプロピル=(2-オキソ-3-チアアリジニル)ホスホチオアート(別名ホスチアゼート)	
55	151-56-4	エチレンジミン	
56	75-21-8	エチレンオキシド	○
57	110-80-5	エチレンジグリコールモノエチルエーテル	
58	109-86-4	エチレンジグリコールジメチルエーテル	
59	107-15-3	エチレンジアミン	
60	60-00-4	エチレンジアミン四酢酸	
61	12427-38-2	N,N'-エチレンジス(ジチオカルバミン酸)マンガン(別名マンネフ)	
62	8018-01-7	N,N'-エチレンジス(ジチオカルバミン酸)マンガンとN,N'-エチレンジス(ジチオカルバミン酸)亜鉛の錯化合物(別名マンコゼフ又はマンゼフ)	

政令番号	CAS	名称(和文)	特定第1種
63	85-00-7	1,1'-エチレン-2,2'-ビピリジニウム=ジプロミド(別名ジクアトジプロミド又はジクワット)	
64	80844-07-1	2-(4-エトキシフェニル)-2-メチルプロピル=3-フェノキシベンジルエーテル(別名エトフェンブックス)	
65	106-89-8	エビクロロヒドリン	
66	106-88-7	1,2-エポキシブタン	
67	556-52-5	2,3-エポキシ-1-プロパノール	
68	75-56-9	1,2-エポキシプロパン(別名酸化プロピレン)	
69	122-60-1	2,3-エポキシプロピル=フェニルエーテル	
70	155569-91-8	エマメクチン安息香酸塩(別名エマメクチンB1a安息香酸塩及びエマメクチン B1b安息香酸塩の混合物)	
71	7705-08-0	塩化第二鉄	
72	85535-84-8	塩化パラフィン(炭素数が10 から13 までのもの及びその混合物に限る。)	
73	111-87-5	1-オクタノール	
74	1806-26-4	パラ-オクチルフェノール	
75	—	カドミウム及びその化合物	○
76	105-60-2	イブシロン-カプロラクタム	
77	156-62-7	カルシウムシアナミド	
78	105-67-9	2,4-キシレノール	
79	576-26-1	2,6-キシレノール	
80	1330-20-7	キシレン	
81	91-22-5	キノリン	
82	—	銀及びその水溶性化合物	
83	98-82-8	クメン	
84	107-22-2	グリオキサール	
85	111-30-8	グルタルアルデヒド	
86	1319-77-3	クレゾール	
87	—	クロム及び3価クロム化合物	
88	—	6価クロム化合物	○
89	95-51-2 106-47-8 108-42-9	クロロアニリン	
90	1912-24-9	2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-1,3,5-トリアジン(別名アトラジン)	
91	21725-46-2	2-(4-クロロ-6-エチルアミノ-1,3,5-トリアジン-2-イル)アミノ-2-メチルプロピオニトリル(別名シアナジン)	
92	129558-76-5	4-クロロ-3-エチル-1-メチル-N-[4-(パラトリルオキシ)ベンジル]ピラゾール-5-カルボキサミド(別名トルフェンピラト)	
93	51218-45-2	2-クロロ-2'-エチル-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)-6'-メチルアセトアニリド(別名メトラコール)	
94	75-01-4	クロロエチレン(別名塩化ビニル)	○
95	79622-59-6	3-クロロ-N-(3-クロロ-5-トリフルオロメチル-2-ピリジニル)-アルファ.アルファ.アルファトリフルオロ-2,6-ジニトロ-パラ-トルイジン(別名フルアジナム)	
96	119446-68-3	1-[[2-[2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニル]-4-メチル-1,3-ジオキサソラン-2-イル]メチル]-1H-1,2,4-トリアゾール(別名ジフェノコナゾール)	
97	611-19-8	1-クロロ-2-(クロロメチル)ベンゼン	
98	79-11-8	クロロ酢酸	
99	105-39-5	クロロ酢酸エチル	
100	51218-49-6	2-クロロ-2',6'-ジエチル-N-(2-プロポキシエチル)アセトアニリド(別名フレチラコール)	
101	15972-60-8	2-クロロ-2',6'-ジエチル-N-(メトキシメチル)アセトアニリド(別名アラコール)	
102	97-00-7	1-クロロ-2,4-ジニトロベンゼン	
103	75-68-3	1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン(別名 HCFC-142b)	
104	75-45-6	クロロジフルオロメタン(別名 HCFC- 22)	
105	2837-89-0	2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン(別名 HCFC-124)	
106	—	クロロトリフルオロエタン(別名 HCFC-133)	
107	75-72-9	クロロトリフルオロメタン(別名 CFC-13)	
108	7085-19-0 93-65-2	(RS)-2-(4-クロロ-オルト-トリルオキシ)プロピオン酸(別名メコプロップ)	
109	95-49-8	オルト-クロロトルエン	
110	106-43-4	パラ-クロロトルエン	
111	121-87-9	2-クロロ-4-ニトロアニリン	
112	88-73-3	2-クロロニトロベンゼン	
113	122-34-9	2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン(別名シマジン又はCAT)	
114	133220-30-1	(RS)-2-[2-(3-クロロフェニル)-2,3-エポキシプロピル]-1-2-エチルインダノール-1,3-ジオン(別名インダノファン)	
115	158237-07-1	4-(2-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-N-エチル-4,5-ジヒドロ-5-オキソ-1H-テトラゾール-1-カルボキサミド(別名フェントラザミド)	
116	78587-05-0	(4RS,5RS)-5-(4-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-4-メチル-2-オキソ-1,3-チアゾリジン-3-カルボキサミド(別名ヘキシチアゾクス)	
117	107534-96-3	(RS)-1-パラ-クロロフェニル-4,4-ジメチル-3-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)ペンタン-3-オール(別名テブコナゾール)	
118	88671-89-0	2-(4-クロロフェニル)-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)ヘキサニトリル(別名ミクプロタニル)	

1 P R T R とは

2 P R T R の概要

3 P R T R 制度の概要

4 P R T R のデータファイル

5 P R T R の届出対象となる事業者

6 届出対象事業者の方へ

7 P R T R でわかること

8 資料「第一種指定化学物質リスト」

政令番号	CAS	名称(和文)	特定第1種
119	114369-43-6	(RS)-4-(4-クロロフェニル)-2-フェニル-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)ピチロントリル(別名フェンブコナゾール)	
120	95-57-8	オルトクロロフェノール	
121	106-48-9	パラクロロフェノール	
122	598-78-7	2-クロロプロピオン酸	
123	107-05-1	3-クロロプロペン(別名塩化アリル)	
124	99485-76-4	1-(2-クロロベンジル)-3-(1-メチル-1-フェニルエチル)ウレア(別名クミルロン)	
125	108-90-7	クロロベンゼン	
126	76-15-3	クロロベンタフルオロエタン(別名 CFC-115)	
127	67-66-3	クロロホルム	
128	74-87-3	クロロメタン(別名塩化メチル)	
129	59-50-7	4-クロロ-3-メチルフェノール	
130	94-74-6	(4-クロロ-2-メチルフェノキシ)酢酸(別名MCP又はMCPA)	
131	563-47-3	3-クロロ-2-メチル-1-プロペン	
132	-	コバルト及びその化合物	
133	111-15-9	酢酸 2-エトキシエチル(別名エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート)	
134	108-05-4	酢酸ピニル	
135	110-49-6	酢酸 2-メトキシエチル(別名エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート)	
136	90-02-8	サリチルアルデヒド	
137	420-04-2	シアナミド	
138	139920-32-4	(RS)-2-シアノ-N-(R)-1-(2,4-ジクロロフェニル)エチル]-3,3-ジメチルピチラミド(別名ジクロシメット)	
139	66841-25-6	(S)-アルファシアノ-3-フェノキシベンジル=(1R,3S)-2,2-ジメチル-3-(1,2,2,2-テトラブromoエチル)シクロプロパンカルボキシラート(別名トラロクトリン)	
140	39515-41-8	(RS)-アルファシアノ-3-フェノキシベンジル=2,2,3,3-テトラメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名 フェンプロバトリン)	
141	57966-95-7	トランス-1-(2-シアノ-2-メトキシイミノアセチル)-3-エチルウレア(別名シモキサニル)	
142	615-05-4	2,4-ジアミノアニソール	
143	101-80-4	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル	
144	-	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)	
145	100-37-8	2-(ジエチルアミノ)エタノール	
146	29232-93-7	0-2-ジエチルアミノ-6-メチルピリミジン-4-イル-0,0-ジメチルホスホロチオアート(別名ピリミホスメチル)	
147	28249-77-6	N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル(別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ)	
148	125306-83-4	N,N-ジエチル-3-(2,4,6-トリメチルフェニルスルホニル)-1H-1,2,4-トリアゾール-1-カルボキサミド(別名カフェンストール)	
149	56-23-5	四塩化炭素	
150	123-91-1	1,4-ジオキサン	
151	646-06-0	1,3-ジオキソラン	
152	15263-53-3	1,3-ジカルバモイルチオ-2-(N,N-ジメチルアミノ)プロパン(別名カルタップ)	
153	7696-12-0	シクロヘキサ-1-エン-1,2-ジカルボキシジメチル=(1RS)-シス-トランス-2,2-ジメチル-3-(2-メチルプロパ-1-エン)シクロプロパンカルボキシラート(別名テトラメトリン)	
154	108-91-8	シクロヘキシルアミン	
155	17796-82-6	N-(シクロヘキシルチオ)フタルイミド	
156	27134-27-6	シクロオアニリン	
157	107-06-2	1,2-ジクロロエタン	
158	75-35-4	1,1-ジクロロエチレン(別名塩化ビニリデン)	
159	156-59-2	シス-1,2-ジクロロエチレン	
160	101-14-4	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	
161	75-71-8	シクロジフルオロメタン(別名 CFC-12)	
162	23950-58-5	3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド(別名プロビザミド)	
163	-	シクロテトラフルオロエタン(別名 CFC-114)	
164	306-83-2	2,2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタン(別名 HCFC-123)	
165	95-73-8	2,4-ジクロロトルエン	
166	99-54-7	1,2-ジクロロ-4-ニトロベンゼン	
167	89-61-2	1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン	
168	36734-19-7	3-(3,5-ジクロロフェニル)-N-インプロピル-2,4-ジオキソイミダゾリジン-1-カルボキサミド(別名イプロジオン)	
169	330-54-1	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1,1-ジメチル尿素(別名ジクロン又は DCMU)	
170	112281-77-3	(RS)-2-(2,4-ジクロロフェニル)-3-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)プロピル=1,1,2,2-テトラフルオロエチルエーテル(別名テトラコナゾール)	
171	60207-90-1	(2RS,4RS)-1-(2-(2,4-ジクロロフェニル)-4-プロピル)-1,3-ジオキソラン-2-イルメチル]-1H-1,2,4-トリアゾール及び(2RS,4SR)-1-(2-(2,4-ジクロロフェニル)-4-プロピル)-1,3-ジオキソラン-2-イルメチル]-1H-1,2,4-トリアゾールの混合物(別名プロビコナゾール)	
172	153197-14-9	3-[1-(3,5-ジクロロフェニル)-1-メチルエチル]-3,4-ジヒドロ-6-メチル-5-フェニル-2H-1,3-オキサジン-4-オン(別名オキサジクロモホ)	

政令番号	CAS	名称(和文)	特定第1種
173	50471-44-8	(RS)-3-(3,5-ジクロロフェニル)-5-メチル-5-ビニル-1,3-オキサゾリジン-2,4-ジオン(別名ピンクロリン)	
174	330-55-2	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1-メトキシ-1-メチル尿素(別名リニユロン)	
175	94-75-7	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(別名 2,4-D又は 2,4-PA)	
176	1717-00-6	1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン(別名 HCFC-141b)	
177	75-43-4	ジクロロフルオロメタン(別名 HCFC-21)	
178	78-87-5	1,2-ジクロロプロパン	
179	542-75-6	1,3-ジクロロプロペン(別名D-D)	
180	91-94-1	3,3'-ジクロロベンジジン	
181	95-50-1106-46-7	シクロペンゼン	
182	71561-11-0	2-[4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]アセトフェノン(別名ピラソキシフェン)	
183	58011-68-0	4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリル=4-トルエンシルホナート(別名ピラソレート)	
184	1194-65-6	2,6-ジクロロベンゾニトリル(別名ジクロベニル又は DBN)	
185	-	シクロペンタフルオロプロパン(別名 HCFC-225)	
186	75-09-2	ジクロロメタン(別名塩化メチレン)	
187	3347-22-6	2,3-ジシアノ-1,4-ジチアアントラキノン(別名ジチアノ)	
188	101-83-7	N,N-ジシクロヘキシルアミン	
189	4979-32-2	N,N-ジシクロヘキシル-2-ベンゾチアソールスルフェニアミド	
190	77-73-6	ジシクロペンタジエン	
191	50512-35-1	1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル(別名イソプロチオラン)	
192	17109-49-8	ジチオりん酸O-エチル-S,S-ジフェニル(別名エディエンホス又は EDDP)	
193	298-04-4	ジチオりん酸O,0-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル)(別名エチルチオメトン又はジスルホトン)	
194	2310-17-0	ジチオりん酸O,0-ジエチル-S-[(6-クロロ-2,3-ジヒドロ-2-オキソベンゾオキサソニル)メチル](別名ホサロン)	
195	34643-46-4	ジチオりん酸O-2,4-ジクロロフェニル-O-エチル-S-プロピル(別名プロチオホス)	
196	950-37-8	ジチオりん酸S-(2,3-ジヒドロ-5-メトキシ-2-オキソ-1,3,4-チアジアゾール-3-イル)メチル-O,0-ジメチル(別名メチダチオン又は DMTP)	
197	121-75-5	ジチオりん酸O,0-ジメチル-S-1,2-ビス(エトキシカルボニル)エチル(別名マラソ又はマラチオン)	
198	60-51-5	ジチオりん酸O,0-ジメチル-S-[N-(N-メチルカルバモイル)メチル](別名ジメトエート)	
199	16090-02-1	ジナトリウム=2,2'-ビニレンビス[5-(4-モルホリノ-6-アニリノ-1,3,5-トリアジン-2-イルアミノ)ベンゼンシルホナート](別名C1フルオレスセント260)	
200	25321-14-6	ジニトロルエン	
201	51-28-5	2,4-ジニトロフェノール	
202	1321-74-0	ジビニルベンゼン	
203	122-39-4	ジフェニルアミン	
204	101-84-8	ジフェニルエーテル	
205	102-06-7	1,3-ジフェニルグアニジン	
206	55285-14-8	N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバミン酸 2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル(別名カルボスルフアン)	
207	128-37-0	2,6-ジターシャリーブチル-4-クレゾール	
208	96-76-4	2,4-ジターシャリーブチルフェノール	
209	124-48-1	ジプロモクロロメタン	
210	10222-01-2	2,2-ジプロモ-2-シアノアセトアミド	
211	-	ジプロモテトラフルオロエタン(別名ハロン-2402)	
212	30560-19-1	(RS)-O,S-ジメチル=アセチルホスホリアミドチオアート(別名アセフェート)	
213	127-19-5	N,N-ジメチルアセトアミド	
214	95-68-1	2,4-ジメチルアニリン	
215	87-62-7	2,6-ジメチルアニリン	
216	121-69-7	N,N-ジメチルアニリン	
217	31895-21-3	5-ジメチルアミノ-1,2,3-トリチアン(別名チオシクラム)	
218	124-40-3	ジメチルアミン	
219	624-92-0	ジメチルジスルフィド	
220	-	ジメチルジチオカルバミン酸の水溶性塩	
221	82560-54-1	2,2-ジメチル-2,3-ジヒドロ-1-ベンゾフラン-7-イル=N-[N-(2-エトキシカルボニルエチル)-N-インプロピルシルフェナモイル]-N-メチルカルバマート(別名ベンフラカルブ)	
222	62850-32-2	N,N-ジメチルチオカルバミン酸S-4-フェノキシブチル(別名フェノチオカルブ)	
223	112-18-5	N,N-ジメチルデシルアミン	
224	1643-20-5	N,N-ジメチルデシルアミン=N-オキソド	
225	52-68-6	ジメチル=2,2,2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート(別名トリクロロホルン又は DEP)	
226	57-14-7	1,1-ジメチルヒドラジン	

資料「第一種指定化学物質リスト」

政令番号	CAS	名称(和文)	特定第1種
227	1910-42-5	1,1'-ジメチル-4,4'-ビピリジニウム=ジクロリド(別名パラコート又はパラコートジクロリド)	
228	91-97-4	3,3'-ジメチルピフェニル-4,4'-ジイル= ジイソシアネート	
229	23564-05-8	ジメチル=4,4'-(オルト-フェニレン)ビス(3-チオアロファナート)(別名チオファネートメチル)	
230	793-24-8	N-(1,3-ジメチルピリル)-N'-フェニル-パラ-フェニレンジアミン	
231	119-93-7	3,3'-ジメチルベンジジン(別名オルト-トリジン)	
232	68-12-2	N,N-ジメチルホルムアミド	
233	2597-03-7	2-[(ジメチルホスフィノチオイル)チオ]-2-フェニル酢酸エチル(別名フェントエート又はPAP)	
234	7726-95-6	臭素	
235	-	臭素酸の水溶性塩	
236	3861-47-0	3,5-ジヨード-4-オクタノイルオキシベンゾニトリル(別名アイオキシニル)	
237	-	水銀及びその化合物	
238	61788-32-7	水素化チルフェニル	
239	-	有機スズ化合物	
240	100-42-5	スチレン	
241	4016-24-4	2-スルホヘキサデカン酸-1-メチルエステルナトリウム塩	
242	-	セレン及びその化合物	
243	-	ダイオキシシン類	○
244	533-74-4	2-チオキソ-3,5-ジメチルテトラヒドロ-2H-1,3,5-チアジアジン(別名ダソメット)	
245	62-56-6	チオ尿素	
246	108-98-5	チオフェノール	
247	77458-01-6	チオリン酸0-1-(4-クロロフェニル)-4-ピラゾリル-0-エチル-S-プロピル(別名ピラクロホス)	
248	333-41-5	チオリン酸0,0-ジエチル-0-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル)(別名ダイアジノン)	
249	2921-88-2	チオリン酸0,0-ジエチル-0-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジニル)(別名クロルピリホス)	
250	18854-01-8	チオリン酸0,0-ジエチル-0-(5-フェニル-3-イソオキサゾリル)(別名インキサチオン)	
251	122-14-5	チオリン酸0,0-ジメチル-0-(3-メチル-4-ニトロフェニル)(別名フェニトロチオン又はMEP)	
252	55-38-9	チオリン酸0,0-ジメチル-0-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)(別名フェンチオン又はMPP)	
253	41198-08-7	チオリン酸0-4-プロモ-2-クロロフェニル-0-エチル-S-プロピル(別名プロフェノホス)	
254	26087-47-8	チオリン酸S-ベンジル-0,0-ジイソプロピル(別名イプロホス又はIBP)	
255	1163-19-5	テカプロモジフェニルエーテル	
256	334-48-5	テカン酸	
257	112-30-1 25339-17-7	デシラルコール(別名デカノール)	
258	100-97-0	1,3,5,7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.1 (3,7)]デカン(別名ヘキサメチレンテトラミン)	
259	97-77-8	テトラエチルチウラムジスルフィド(別名ジスルフィラム)	
260	1897-45-6	テトラクロロイソフタロニトリル(別名クロロタコニル又はTPN)	
261	27355-22-2	4,5,6,7-テトラクロロイソペンソフラン-1(3H)-オン(別名フサライト)	
262	127-18-4	テトラクロロエチレン	
263	-	テトラクロロジフルオロエタン(別名 CFC-112)	
264	118-75-2	2,3,5,6-テトラクロロ-パラ-ベンソキノ	
265	11070-44-3	テトラヒドロメチル無水フタル酸	
266	79538-32-2	2,3,5,6-テトラフルオロ-4-メチルベンジル=(Z)-3-(2-クロロ-3,3,3-トリフルオロ-1-プロペニル)-2,2-ジメチルシクロプロピルカルボキシラート(別名テフドリン)	
267	59669-26-0	3,7,9,13-テトラメチル-5,11-ジオキサ-2,8,14-トリチア-4,7,9,12-テトラアザペンタデカ-3,12-ジエン-6,10-ジオン(別名チオジカルブ)	
268	137-26-8	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム又はチラム)	
269	505-32-8	3,7,11,15-テトラメチルヘキサデカ-1-エン-3-オール(別名インフイター)	
270	100-21-0	テレフタル酸	
271	120-61-6	テレフタル酸ジメチル	
272	-	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	
273	112-53-8	1-ドデカノール(別名ノルマルドデシラルコール)	
274	25103-58-6	ターシャリドデカンチオール	
275	151-21-3	ドデシル硫酸ナトリウム	
276	112-57-2	3,6,9-トリアザウンデカン-1,11-ジアミン(別名テトラエチレンペンタミン)	
277	121-44-8	トリエチルアミン	
278	112-24-3	トリエチレンテトラミン	
279	71-55-6	1,1,1-トリクロロエタン	
280	79-00-5	1,1,2-トリクロロエタン	
281	79-01-6	トリクロロエチレン	
282	76-03-9	トリクロロ酢酸	
283	108-77-0	2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジン	
284	-	トリクロロトリフルオロエタン(別名CFC-113)	
285	76-06-2	トリクロロニトロメタン(別名クロロピクリン)	
286	55335-06-3	(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジニル)オキシ酢酸(別名トリクロピル)	
287	88-06-2	2,4,6-トリクロロフェノール	

政令番号	CAS	名称(和文)	特定第1種
288	75-69-4	トリクロロフルオロメタン(別名CFC-11)	
289	96-18-4	1,2,3-トリクロロプロパン	
290	12002-48-1	トリクロロベンゼン	
291	2451-62-9	1,3,5-トリス(2,3-エポキシプロピル)-1,3,5-トリアジン-2,4,6(1H,3H,5H)-トリオン	
292	102-82-9	トリブチルアミン	
293	1582-09-8	アルファ,アルファ,アルファ-トリフルオロ-2,6-ジニトロ-N,N-ジプロピル-パラ-トルイジン(別名トリフルラリン)	
294	118-79-6	2,4,6-トリプロモフェノール	
295	3452-97-9	3,5,5-トリメチル-1-ヘキサノール	
296	95-63-6	1,2,4-トリメチルベンゼン	
297	108-67-8	1,3,5-トリメチルベンゼン	
298	26471-62-5	トリレンジイソシアネート	
299	95-53-4 106-49-0	トルイジン	
300	108-88-3	トルエン	
301	25376-45-8	トルエンジアミン	
302	91-20-3	ナフタレン	
303	3173-72-6	1,5-ナフタレンジイソシアネート	
304	7439-92-1	鉛	
305	-	鉛化合物	○
306	13048-33-4	二アクリル酸ヘキサメチレン(別名HDDA)	
307	7699-43-6	二塩化酸化ジクロニウム	
308	7440-02-0	ニッケル	
309	-	ニッケル化合物	○
310	139-13-9	ニトリロ三酢酸	
311	91-23-6	オルト-ニトロアニソール	
312	88-74-4	オルト-ニトロアニリン	
313	55-63-0	ニトログリセリン	
314	100-00-5	パラ-ニトロクロロベンゼン	
315	88-72-2	オルト-ニトロトルエン	
316	98-95-3	ニトロベンゼン	
317	75-52-5	ニトロメタン	
318	75-15-0	二硫化炭素	
319	143-08-8	1-ノナンノール(別名ノルマルノニルアルコール)	
320	25154-52-3	ノニルフェノール	
321	-	バナジウム化合物	
322	3618-72-2	5'-[N,N-ビス(2-アセチルオキシエチル)アミノ]-2'-(2-プロモ-4,6-ジニトロフェニルアゾ)-4'-メトキシアセトアミド	
323	1014-70-6	2,4-ビス(エチルアミノ)-6-メチルチオ-1,3,5-トリアジン(別名シメトリン)	
324	101-90-6	1,3-ビス[(2,3-エポキシプロピル)オキシ]ベンゼン	
325	10380-28-6	ビス(8-キノリノラト)銅(別名オキシジン銅又は有機銅)	
326	74115-24-5	3,6-ビス(2-クロロフェニル)-1,2,4,5-テトラジン(別名クロフエンチジン)	
327	782-74-1	1,2-ビス(2-クロロフェニル)ヒドラジン	
328	137-30-4	ビス(N,N'-ジメチルジチオカルバミン酸)亜鉛(別名ジラム)	
329	64440-88-6	ビス(N,N'-ジメチルジチオカルバミン酸)N,N'-エチレンビス(チオカルバモイルチオ亜鉛)(別名ポリカーバメート)	
330	80-43-3	ビス(1-メチル-1-フェニルエチル)=ペルオキシド	
331	95465-99-9	S,S-ビス(1-メチルプロピル)=0-エチル=ホスホロジチオアート(別名カズサホス)	
332	-	砒素及びその無機化合物	○
333	302-01-2	ヒドラジン	
334	99-76-3	4-ヒドロキシ安息香酸メチル	
335	103-90-2	N-(4-ヒドロキシフェニル)アセトアミド	
336	123-31-9	ヒドロキノン	
337	100-40-3	4-ピニル-1-シクロヘキセン	
338	100-69-6	2-ピニルピリジン	
339	88-12-0	N-ピニル-2-ヒドリド	
340	92-52-4	ピフェニル	
341	110-85-0	ピペラジン	
342	110-86-1	ピリジン	
343	120-80-9	ピロカデコール(別名カデコール)	
344	96-09-3	フェニルオキシラン	
345	100-63-0	フェニルヒドラジン	
346	90-43-7	2-フェニルフェノール	
347	941-69-5	N-フェニルマレイミド	
348	95-54-5 106-50-3 108-45-2	フェニレンジアミン	
349	108-95-2	フェノール	
350	52645-53-1	3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロピニル)-2,2-ジメチルシクロプロピルカルボキシラート(別名ベルメトリン)	
351	106-99-0	1,3-ブタジエン	○
352	131-17-9	フタル酸ジアリル	
353	84-66-2	フタル酸ジエチル	
354	84-74-2	フタル酸ジノルマル-ブチル	
355	117-81-7	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	
356	85-68-7	フタル酸ノルマル-ブチル=ベンジル	

1 P R T R とは

2 P R T R の概要

3 P R T R 制度の概要

4 P R T R のデータフロー

5 P R T R の届出対象となる事業者

6 届出対象事業者の方へ

7 P R T R でわかること

8 資料 第一種指定化学物質リスト

政令番号	CAS	名称(和文)	特定第1種
357	69327-76-0	2-ターシャリ-ブチルイミノ-3-イソプロピル-5-フェニルテトラヒドロ-4H-1,3,5-チアジアジン-4-オン(別名プロフェジン)	
358	112410-23-8	N-ターシャリ-ブチル-N'-(4-エチルベンゾイル)-3,5-ジメチルベンゾヒドロキシド(別名テブフェノジド)	
359	2426-08-6	ノルマル-ブチル-2,3-エポキシプロピルエーテル	
360	17804-35-2	N-[1-(N-ノルマル-ブチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダゾリル]カルバ(ミン)酸メチル(別名ベノミル)	
361	122008-85-9	ブチル(R)-2-[4-(4-シアノ-2-フルオロフェノキシ)フェノキシ]プロピオナート(別名シハロホップブチル)	
362	80060-09-9	1-ターシャリ-ブチル-3-(2,6-ジイソプロピル-4-フェノキシフェニル)チオ尿素(別名ジアフェンチウ)	
363	19666-30-9	5-ターシャリ-ブチル-3-(2,4-ジクロロ-5-イソプロポキシフェニル)-1,3,4-オキサジアゾール-2(3H)-オン(別名オキサジアゾン)	
364	134098-61-6	ターシャリ-ブチル-4-[[[(1,3-ジメチル-5-フェノキシ-4-ピラゾリル)メチレン]アミノ]オキシ]メチル]ベンゾアート(別名フェンピロキシメート)	
365	25013-16-5	ブチルヒドロキシアニソール(別名BHA)	
366	75-91-2	ターシャリ-ブチル=ヒドロペルオキシド	
367	89-72-5	オルト-セカンダリ-ブチルフェノール	
368	98-54-4	4-ターシャリ-ブチルフェノール	
369	2312-35-8	2-(4-ターシャリ-ブチルフェノキシ)シクロヘキシル=2-プロピニル=スルフィット(別名プロバキット又はBPPS)	
370	96489-71-3	2-ターシャリ-ブチル-5-(4-ターシャリ-ブチルペンジルチオ)-4-クロロ-3(2H)-ピリダジノン(別名ピリダベン)	
371	119168-77-3	N-(4-ターシャリ-ブチルベンジル)-4-クロロ-3-エチル-1-メチルピラゾール-5-カルボキサミド(別名テブフェンピラト)	
372	95-31-8	N-(ターシャリ-ブチル)-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド	
373	88-60-8	2-ターシャリ-ブチル-5-メチルフェノール	
374	-	ふっ化水素及びその水溶性塩	
375	4170-30-3	2-ブテナール	
376	23184-66-9	N-ブトキシメチル-2-クロロ-2',6'-ジエチルアセトアニリド(別名ブタクロール)	
377	110-00-9	フラン	
378	12071-83-9	N,N'-プロピレンビス(ジチオカルバミン酸)と亜鉛の重合物(別名プロピネ)	
379	107-19-7	2-プロピン-1-オール	
380	353-59-3	プロモクロジフルオロメタン(別名ハロン-1211)	
381	75-27-4	プロモジクロロメタン	
382	75-63-8	プロモトリフルオロメタン(別名ハロン-1301)	
383	314-40-9	5-プロモ-3-セカンダリ-ブチル-6-メチル-1,2,3,4-テトラヒドロピリミジン-2,4-ジオン(別名プロマシル)	
384	106-94-5	1-プロモプロパン	
385	75-26-3	2-プロモプロパン	○
386	74-83-9	プロモメタン(別名臭化メチル)	
387	13356-08-6	ヘキサキス(2-メチル-2-フェニルプロピル)ジスタノキサン(別名酸化フェンブタス)	
388	115-29-7	6,7,8,9,10,10-ヘキサクロロ-1,5,5a,6,9,9a-ヘキサヒドロ-6,9-メタノ-2,4,3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド(別名エンドスルファン又はベンゾエピン)	
389	112-02-7	ヘキサデシルトリメチルアモンニウム=クロリド	
390	124-09-4	ヘキサメチレンジアミン	
391	822-06-0	ヘキサメチレン=ジイソシアネート	
392	110-54-3	ノルマル-ヘキサノール	
393	135-19-3	ベタナフトール	
394	-	ベリリウム及びその化合物	○
395	-	ペルオキシ二硫酸の水溶性塩	
396	1763-23-1	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)	
397	98-07-7	ベンジリジン=トリクロリド	○
398	100-44-7	ベンジル=クロリド(別名塩化ベンジル)	
399	100-52-7	ベンズアルデヒド	
400	71-43-2	ベンゼン	○
401	552-30-7	1,2,4-ベンゼントリカルボン酸1,2-無水物	
402	73250-68-7	2-(2-ベンゾチアゾリルオキシ)-N-メチルアセトアニリド(別名メフェナセト)	
403	119-61-9	ベンゾフェノン	
404	87-86-5	ベンタクロロフェノール	
405	-	ほう素化合物	
406	1336-36-3	ポリ塩化ビフェニル(別名PCB)	
407	-	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	
408	9036-19-5	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニルエーテル	
409	9004-82-4	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	
410	9016-45-9	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル	
411	50-00-0	ホルムアルデヒド	○
412	-	マンガン及びその化合物	
413	85-44-9	無水フタル酸	

政令番号	CAS	名称(和文)	特定第1種
414	108-31-6	無水マレイン酸	
415	79-41-4	メタクリル酸	
416	688-84-6	メタクリル酸2-エチルヘキシル	
417	106-91-2	メタクリル酸2,3-エポキシプロピル	
418	2867-47-2	メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	
419	97-88-1	メタクリル酸ノルマル-ブチル	
420	80-62-6	メタクリル酸メチル	
421	674-82-8	4-メチリデンオキサタン-2-オン(別名ジケテン)	
422	89269-64-7	(Z)-2'-メチルアセトフェノン=4,6-ジメチル-2-ピリミジニルヒドラゾン(別名フェリムゾン)	
423	74-89-5	メチルアミン	
424	556-61-6	メチル=イソチオシアネート	
425	2631-40-5	N-メチルカルバ(ミン)酸2-イソプロピルフェニル(別名イソプロカルブ又はMIPC)	
426	1563-66-2	N-メチルカルバ(ミン)酸2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ペンゾ[b]フラン(別名カルボフラン)	
427	63-25-2	N-メチルカルバ(ミン)酸1-ナフチル(別名カルバ(リル)又はNAC)	
428	3766-81-2	N-メチルカルバ(ミン)酸2-セカンダリ-ブチルフェニル(別名フェノプロカルブ又はBPMP)	
429	100784-20-1	メチル=3-クロロ-5-(4,6-ジメトキシ-2-ピリミジニルカルバ(モイル)スル)フェニル-1-メチルピラゾール-4-カルボキシラート(別名ノスルプロンメチル)	
430	173584-44-6	メチル=(S)-7-クロロ-2,3,4a,5-テトラヒドロ-2-[メトキシカルボニル(4-トリフルオロメトキシフェニル)カルバ(モイル)]インデン[1,2-e][1,3,4]オキサジアジン-4a-カルボキシラート(別名インドキサカルブ)	
431	131860-33-8	メチル=(E)-2-[2-[6-(2-シアノフェノキシ)ピリミジン-4-イルオキシ]フェニル]-3-メトキシアクリラート(別名アンキストロビン)	
432	33089-61-1	3-メチル-1,5-ジ(2,4-キシリル)-1,3,5-トリアザベンタ-1,4-ジエン(別名アミトラス)	
433	144-54-7	N-メチルジチオカルバ(ミン)酸(別名カーバム)	
434	23135-22-0	メチル-N',N'-ジメチル-N-[(メチルカルバ(モイル)オキシ)-1-チオオキササミド]イミデート(別名オキサミル)	
435	136191-64-5	メチル=2-(4,6-ジメトキシ-2-ピリミジニルオキシ)-6-[1-(メトキシイミノ)エチル]ベンゾアート(別名ピリミノバックメチル)	
436	98-83-9	アルファ-メチルスチレン	
437	3268-49-3	3-メチルチオプロパノール	
438	1321-94-4	メチルナフタレン	
439	108-99-6	3-メチルピリジン	
440	80-15-9	1-メチル-1-フェニルエチル=ヒドロペルオキシド	
441	88-85-7	2-(1-メチルプロピル)-4,6-ジニトロフェノール	
442	55814-41-0	2-メチル-N-[3-(1-メチルエトキシ)フェニル]ペンタアミド(別名メプロニル)	
443	16752-77-5	S-メチル-N-(メチルカルバ(モイル)オキシ)チオアセトイミデート(別名メソミル)	
444	141517-21-7	メチル=(E)-メトキシイミノ-[2-[[[(E)-1-[3-(トリフルオロメチル)フェニル]エチレン]アミノ]オキシ]メチル]フェニル]アセタート(別名トリプロキシストロビン)	
445	143390-89-0	メチル=(E)-メトキシイミノ-[2-(オルト-トリフルオロメチル)フェニル]アセタート(別名クロンキムメチル)	
446	101-77-9	4,4'-メチレンジアニリン	
447	5124-30-1	メチレンビス(4,1-シクロヘキシルン)=ジイソシアネート	
448	101-68-8	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート	
449	13684-63-4	3-メトキシカルボニルアミノフェニル=3'-メチルカルバ(ニラート(別名フェンメディファム)	
450	88678-67-5	N-(6-メトキシ-2-ピリジリル)-N-メチルチオカルバ(ミン)酸O-3-ターシャリ-ブチルフェニル(別名ピリブチカルブ)	
451	120-71-8	2-メトキシ-5-メチルアニリン	
452	149-30-4	2-メルカプトベンゾチアゾール	
453	-	モリブデン及びその化合物	
454	95-32-9	2-(モルホリノジチオ)ベンゾチアゾール	
455	110-91-8	モルホリン	
456	20859-73-8	りん化アルミニウム	
457	62-73-7	りん酸ジメチル=2,2-ジクロロピニル(別名ジクロロボス又はDDVP)	
458	78-42-2	りん酸トリス(2-エチルヘキシル)	
459	115-96-8	りん酸トリス(2-クロロエチル)	
460	1330-78-5	りん酸トリトリル	
461	115-86-6	りん酸トリフェニル	
462	126-73-8	りん酸トリノルマル-ブチル	

Pollutant Release and Transfer Register

届出期間は4月1日から6月30日*までです。届出はお早めをお願いします。
便利な電子届出を御利用ください。詳しくは、以下のホームページを御覧ください。

*平成24年度は6月30日が土曜日のため、7月2日(月)までを届出期間とします。

PRTR について
ご質問はこちらまで

以下のホームページでは、PRTRのさらに詳しい紹介とPRTR排出量・移動量の把握・届出方法やQ&Aなどを掲載しておりますので、御活用ください。

各都道府県等のPRTR担当窓口（担当窓口一覧参照）

経済産業省製造産業局化学物質管理課

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

Tel : 03-3501-1511 (内線3691) Fax : 03-3580-6347

E-mail : prtr-meyasubako@meti.go.jp

URL : http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.htm

PRTR 経済産業省

検索

環境省環境保健部環境安全課・PRTR担当

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

Tel : 03-3581-3351 (内線6358) Fax : 03-3580-3596

E-mail : ehs@env.go.jp

URL : <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>

PRTR 環境省

検索

一般的なお問い合わせ
(法の運用や解釈に関することは
含みません)

独立行政法人 製品評価技術基盤機構化学物質管理センター

〒151-0066 東京都渋谷区西原2-49-10

Tel : 03-3481-1967 Fax : 03-3481-1959

E-mail : todokede_prtr@nite.go.jp

URL : <http://www.prtr.nite.go.jp/index.html>

PRTR NITE

検索

一般社団法人 環境情報科学センター

〒102-0081 東京都千代田区四番町8-19

Tel : 03-3265-4000 Fax : 03-3234-5407

E-mail : info@ceis.or.jp

URL : <http://www.ceis.or.jp/>

CEIS

検索

情報提供を受け付ける窓口が設置されました。

PRTRデータの届出に関し、PRTRデータの信頼性や届出等にかかる問題について、広く国民の皆様から情報提供を受け付ける窓口として「PRTR目安箱」が設置されました。

PRTR目安箱 経済産業省

検索

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/info_prtr.html

PRTR目安箱 環境省

検索

<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/meyasubako/index.html>